

公務員宿舎赤羽住宅（仮称）整備事業入札説明書を次のとおり変更する

37頁

9. その他

(1) 事業の終了

国は、公務員宿舎赤羽住宅（仮称）が選定事業者の責めに帰すことのできない災害等により使用が困難と判断した場合、あるいはその他の事由により公務員宿舎を維持・継続できないと判断した場合は、選定事業者に対して事前に書面で通知した上で、公務員宿舎赤羽住宅（仮称）の維持管理業務の提供を終了させることができる（事業契約書案参照）。

公務員宿舎赤羽住宅（仮称）整備事業様式集を次のとおり変更する

4頁から5頁

2. 作成要領

(3) 施設整備に関する提案書

- ・ 経済性に対する提案

様式 27 に従い、以下の点について記述すること。

<耐用性、フレキシビリティ>

建築材料・設備機器の合理的耐久性、間仕切り変更の容易性について、具体的な考え方を記述すること。

<保全性>

建築材料・設備機器のメンテナンス容易性・更新容易性などについて、具体的な考え方を記述すること。

25頁

【様式18】長期収支計画

損益計算書

「国から支払われる対価」の内訳に「（国）の支払利息」を追加、「本事業に係る費用」の内訳に「（事業者）の支払利息」を追加。（別添【様式18】を参照）

26頁

【様式19】算出根拠（長期収支計画）

国の「支払利息」相当額を除く「設計及び建設に係る対価」とし、「支払利息」を別項目として整理。（別添【様式19】を参照）

公務員宿舎赤羽住宅（仮称）の維持管理業務に関する要求水準書を次のとおり変更する

3頁

8) 帳簿整理等及び業務報告書の提出に係る業務

- ・ 業務報告書の作成及び提出

業務実施計画書、業務実施報告書、管理人業務日誌及び合同宿舎巡視チェックシートの作成及び提出（毎月）。

宿舎だより（年4回以上）及び研修報告（随時）の作成及び提出

公務員宿舍駒沢住宅（仮称）及び池尻住宅（仮称）整備事業入札説明書を次のとおり変更する
39頁

9. その他

(1) 事業の終了

国は、公務員宿舍赤羽住宅（仮称）が選定事業者の責めに帰すことのできない災害等により使用が困難と判断した場合、あるいはその他の事由により公務員宿舍を維持・継続できないと判断した場合は、選定事業者に対して事前に書面で通知した上で、公務員宿舍赤羽住宅（仮称）の維持管理業務の提供を終了させることができる（事業契約書案参照）。

公務員宿舍駒沢住宅（仮称）及び池尻住宅（仮称）整備事業様式集を次のとおり変更する
4頁から5頁

2. 作成要領

(3) 施設整備に関する提案書

- ・ 経済性に対する提案

様式 27 に従い、以下の点について記述すること。

<耐用性、フレキシビリティ>

建築材料・設備機器の合理的耐久性、間仕切り変更の容易性について、具体的な考え方を記述すること。

<保全性>

建築材料・設備機器のメンテナンス容易性・更新容易性などについて、具体的な考え方を記述すること。

25頁

【様式18】長期収支計画

損益計算書

「国から支払われる対価」の内訳に「（国）の支払利息」を追加、「本事業に係る費用」の内訳に「（事業者）の支払利息」を追加。（別添【様式18】を参照）

26頁

【様式19】算出根拠（長期収支計画）

国の「支払利息」相当額を除く「設計及び建設に係る対価」とし、「支払利息」を別項目として整理。（別添【様式19】を参照）

公務員宿舍赤羽住宅（仮称）の維持管理業務に関する要求水準書を次のとおり変更する
3頁

8) 帳簿整理等及び業務報告書の提出に係る業務

- ・ 業務報告書の作成及び提出

業務実施計画書、業務実施報告書、管理人業務日誌及び合同宿舍巡視チェックシートの作成及び提出（毎月）。

宿舍だより（年4回以上）及び研修報告（随時）の作成及び提出